

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1717号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
警察	(略)		警察	(略)		
	警察署	(略) 秋葉警察署長 新潟南警察署長		警察署	(略) 秋葉警察署長	3種
		(略)			(略)	
(略)		(略)				
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規則は、平成25年3月25日から施行する。